

○筑西市空家等解体支援補助金交付要項

令和3年6月10日市告示第114号
令和5年6月1日市告示第169号

筑西市特定空家等改善措置支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、周辺的生活環境の保全に著しく有害となる空家等の解体を促進し、もって市民の安全で安心な生活の確保と良好な生活環境の保全に寄与するとともに、土地の有効活用を促進するため、空家等の解体を行う者に対し、市予算の範囲内において筑西市空家等解体支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (4) 市内業者 本市の区域内に本社若しくは本店又は主たる事務所若しくは営業所を有する者をいう。

(補助対象空家等)

第3条 この要項により補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定空家等に認定された空家等（法第14条3項に規定する命令の対象となったものを除く。）又は不良住宅と判定された空家等であること。
 - (2) 個人が所有するものであり、不動産業者等が営利目的で所有しているものではないこと。
 - (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - (4) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。
 - (5) 本市が実施する他の同様の補助制度の補助を受けたものでないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定空家等又は不良住宅に準ずる状態にある空家等で公益上必要があると市長が認めるものについては、補助対象空家等とすることができる。

(補助対象者)

第4条 この要項により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の所有者又は相続人その他補助対象空家等の管理及び処分に関し正当な権利を有する者（補助対象空家等が共有に係るものである場合は、当該共有者全員から次条に規定する補助対象工事を行うことについて同意を得ている者に限る。）であること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象工事)

第5条 この要項により補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内業者が行う補助対象空家等及びその敷地内にある建築物、工作物、竹木、動産等の全てを解体及び撤去し、更地にする工事とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

(補助対象経費)

第6条 この要項により補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に係る経費（動産の撤去及び処分に係る費用は除く。）のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象工事の工事費
- (2) 廃材等の適正な収集運搬及び処分並びに整地（舗装費用を除く。）に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める費用

(補助金の額等)

第7条 この要項による補助金の額は、補助対象経費を合計した額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象空家等につき1回を限度とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着工前に空家等解体支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる書類については、添付を省略することができるものとする。

- (1) 補助対象工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し
- (2) 補助対象空家等付近の見取図、配置図及び現況写真
- (3) 土地及び建物に係る登記事項証明書その他の補助対象空家等の所有者が確認できるもの
- (4) 補助対象空家等が共有に係るものである場合は、共有者全員の同意書
- (5) 相続人が申請する場合は、所有者との関係が確認できる書類
- (6) 補助対象工事を行うための正当な権利を有することが確認できる書類
- (7) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の可否を決定のうえ、空家等解体支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(事前着手)

第10条 申請者は、事前着手（前条の交付決定前に、当該交付決定に係る補助対象工事に着手することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、第8条の申請書の提出後であって、緊急に工事を要する事情その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(申請内容の変更等)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた補助対象工事（以下「補助工事」という。）について、第8条の規定による交付申請の内容を変更し、又は補助工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ空家等解体支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、承認の可否を決定のうえ、空家等解体支援補助金変更等承認・不承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助工事が完了したときは、補助工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、空家等解体支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助工事の請負契約書等の写し
- (2) 領収書その他の補助工事に係る費用の支払を確認できる書類の写し
- (3) 補助工事の工事途中及び完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査その他必要な調査を実施し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、空家等解体支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、空家等解体支援補助金交付請求書(様式第7号)により速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要項若しくはこの要項に基づく市長の指示又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金を交付することを不相当と認める事実があったとき。

(補則)

第16条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日(以下「施行の日」という。)から施行し、施行の日以後に法第2条第2項の規定に基づく市長の認定を受けた特定空家等について適用する。

附 則(令和5年市告示第169号)

この告示は、公布の日から施行する。

(表)

空家等解体支援補助金交付申請書		
筑西市長 様 (申請者)住 所 氏 名 電話番号		年 月 日 印
補助金の交付を受けたいので、筑西市空家等解体支援補助金交付要項第8条の規定により、次のとおり申請します。		
補助対象空家等の所在地		
補助対象区分	<input type="checkbox"/> 特定空家等 <input type="checkbox"/> 不良住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()	
補助対象空家等の所有者	建物	住所 氏名
	土地	住所 氏名
補助対象空家等との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
工事見積額	円 (税抜)	
補助申請額	円 (1,000円未満切捨て)	
施工業者	業者名	
	所在地	
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事の内容		
添付書類	(1) 補助対象工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し (2) 補助対象空家等付近の見取図、配置図及び現況写真 (3) 土地及び建物に係る登記事項証明書その他の補助対象空家等の所有者が確認できるもの (4) 補助対象空家等が共有に係るものである場合は、共有者全員の同意書 (5) 相続人が申請する場合は、被相続人との関係が確認できる書類 (6) 補助対象工事を行うための正当な権利を有することが確認できる書類 (7) 市税等の滞納がないことを証する書類 (8) その他市長が必要と認める書類	
備考		

(裏)

誓約書

- 1 筑西市空家等解体支援補助金交付要項（以下「要項」という。）第3条から第5条までの規定を満たしています。
- 2 要項第15条の規定に該当するときは、補助金を返還します。
- 3 補助金の交付を審査するために、市が関係機関に必要な調査や情報照会を行うことに異議はありません。
- 4 補助金の申請及び補助対象工事の実施に当たり、権利関係者等との紛争が生じた場合には、自己の責任において全て解決し、市に対して一切の損害を与えません。

年 月 日

筑西市長 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

空家等解体支援補助金交付・不交付決定通知書

（申請者）

様

筑西市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、交付・不交付とすることと決定したので、筑西市空家等解体支援補助金交付要項第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 交付に関する事項	
交付決定額	円
摘 要	<p>ア 補助金の交付申請の内容を変更し、又は補助工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ空家等解体支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けてください。</p> <p>イ 補助工事が完了したときは、補助工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、空家等解体支援補助金実績報告書（様式第5号）を提出してください。</p>
2 不交付に関する事項	
不交付の理由	
3 備考	

空家等解体支援補助金変更等承認申請書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(補助事業者) 住 所	
氏 名	
電話番号	
印	
<p>年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、次のとおり内容の変更等をしたいため、筑西市空家等解体支援補助金交付要項第11条第1項の規定により申請します。</p>	
変更等の内容	
変更等の理由	
備 考	

空家等解体支援補助金変更等承認・不承認通知書

（補助事業者）

様

筑西市長

印

年 月 日付けで承認申請のあった補助金の変更等について、承認・不承認とすることと決定したので、筑西市空家等解体支援補助金交付要項第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 承認に関する事項	
承認内容	
2 不承認に関する事項	
不承認の理由	
3 備考	

空家等解体支援補助金実績報告書	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <div style="margin-bottom: 10px;">筑西市長 様</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> （補助事業者）住 所 氏 名 電話番号 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">印</div> <p>年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助工事を完了しましたので、筑西市空家等解体支援補助金交付要項第12条の規定により、次のとおり報告します。</p>	
工事費	円（税抜）
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	(1) 補助工事の請負契約書等の写し (2) 領収書その他の補助工事費の支払を確認できる書類の写し (3) 補助工事の工事途中及び完了後の写真 (4) その他市長が必要と認める書類
備 考	

空家等解体支援補助金交付額確定通知書

（補助事業者）

様

筑西市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定をした補助金について、交付額を確定したので、筑西市空家等解体支援補助金交付要項第13条の規定により、次のとおり通知します。

交付決定額	円
交付確定額	円
備 考	

様式第7号（第14条関係）

空家等解体支援補助金交付請求書				
				年 月 日
<p>筑西市長 様</p> <p style="text-align: right;">(請求者) 住 所 氏 名 印 電話番号</p>				
<p>年 月 日付け 第 号で交付額確定通知のあった補助金について、筑西市空家等解体支援補助金交付要項第14条の規定により、次のとおり請求します。</p>				
交付確定額	円			
交付請求額	円			
振込先	金融機関名			支店等名
	種 類	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			
備 考				